『人文学報』 第76号（1995年3月）
（京都大学人文科学研究所）

国家と社会に対する数理的接近法

山　下　正　男

1

いろいろの学問的方法論のうちで，数理的方法論がもっとも有効であるということは，自然科学と理論経済学で証明済である。しかし国家論と社会論にはいままでほとんどそうした試みがなされて来なかった。それゆえ本論文は国家論と社会論を数理的方法で処理しようと試みるものである。

数学も現在ではいろいろの種類がある。いわゆる代数系には体（Körper），群（Gruppe），環（Ring），束（Verband）がある。括弧の中はドイツ語であるが，その訳語のうち，正しいのは群だけで他はみな誤訳である。というのも四つのドイツ語はすべて，団体，集団，むれという似たり寄ったりの意味をもつからである。そしてこのことは四つの代数系の名称はすべて，人間集団をイメージして与えられていることを意味する。

以上のようだとすれば，代数系はどれも人間の組織体つまり社会や国家に対して応用できるであろうと予想できるかもしれない。とりわけ群論は社会学にストレートに適用できると思えるかもしれない。というのも社会学はかつては群学と呼ばれたことがあるからである。しかしこの予想ははずれる。そして社会学と国家学に適用可能なのは4種の代数系のうち，最後の，しかも最も新しく発見された代数系である束論だけなのである。束論はブール束という形で論理学に適用できることは早くから知られている。しかし非ブール束をも含む束論が社会論に適用できるということはまだ誰も主張していないので，本論文はまさにそのことを試みようとするわけである。

束論の詳細は数学の教科書にあるからそれらを参照していただくことにし，早速，束論の国家論，社会論への応用例を示すことにする。図1は非ブール束のハッセの図式による表現である。この非ブール束は点――線――面――体といった幾何学空間の構造を代数的に表現したものである。つまり図1という代数構造は図2の幾何学空間と一対一に対応しているのである。ところで図2の方が直感的にはよりわかりやすいので，図2から説明を始めよう。図2は9個の点からなる立体図形である。一見したところ図2は平面図に思えるが，実は三角形ａｃＡと三

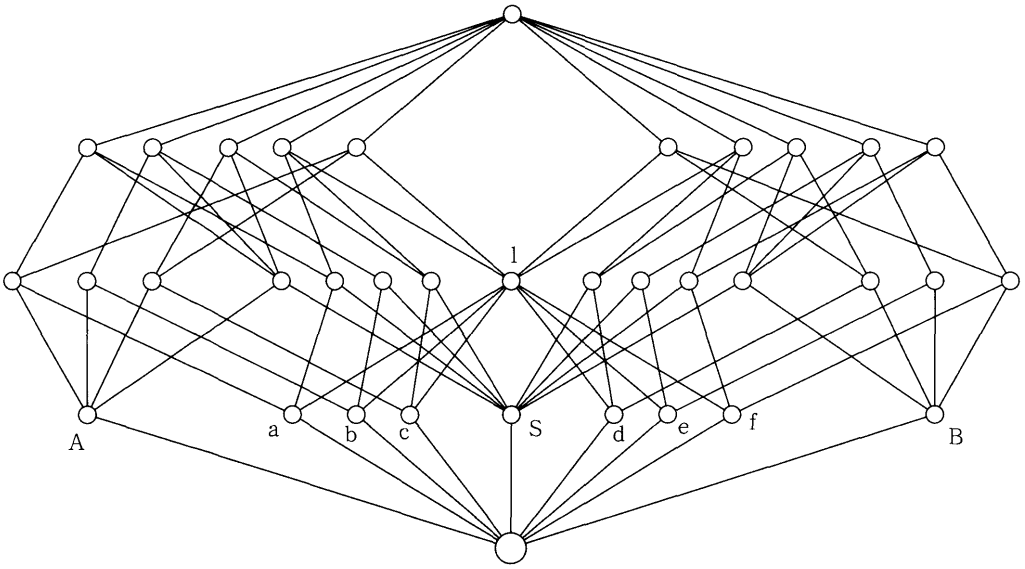

図　1

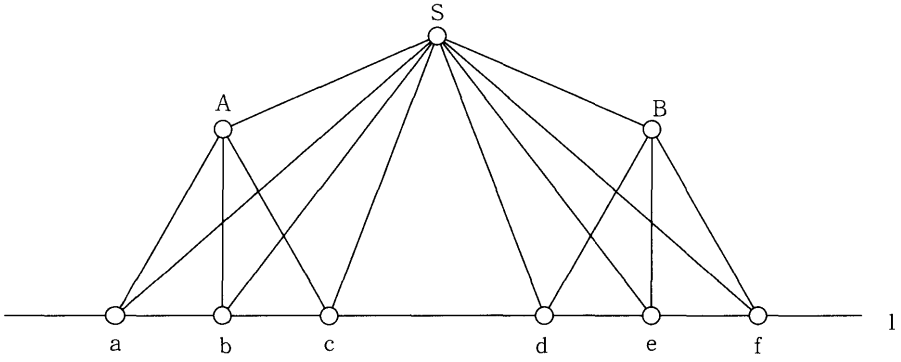

図　2

角形ｄｆＢを二つの底辺にもち，Ｓを共通の頂点としてもつ二個の三角錐が画かれているのである。

さて点ａ，ｂ，ｃ，ｄ，ｅ，ｆを６人の個人，より正確には法的人格と解釈する。つぎにＡとＢとを二個の法人とする。こうした法人としては国家法人を除けばどんな法人でもいい。だから私法人としての会社でもいいし公法人としての地方公共団体（都道府県市町村）でもいい。つぎにＳもまた法人であるが，これは公法人としての国家だということにする。現状では世界

国家が成立していないので，Ｓは200個もの国家のうちの一つだと仮定する。そしてこのＳはいわゆる主権国家だとする。この主権国家はsovereign（superanum）やHoheit（高権）をもつといわれることからして，図２ではＳは最高所に置かれる。

つぎに図２では線が全部で15本ある。この線は自然人（ａ～ｆ）および法人（Ａ，Ｂ，Ｓ）間を結ぶもので，あらゆる法的人格間の関係，特に法的関係を示す。ただし図２では複雑にすぎることを恐れて，中間的位置にあるＡとＢの間の関係は省略した。

こうして個人ａとｂは一つの関係を結び，ａとｃも一つの関係を結ぶ。そしてこれら諸個人間の関係の総体が線分１である。とはいえこの１は線であって点ではない。つまり１は法的人格をもたない。それゆえこの１で世間もしくは社会を意味させることにしよう。この１つまり社会は，個人もしくは法人といった個別体でなしに，関係体であり，それだからこそ，線であらわされるにふさわしいのである[1)]。とはいえ図２においては線は１つまり社会とは限らない。例えば線ａＡは個人と法人（自分の所属する会社もしくは地方共同体）との関係を意味し，線ａＳは個人（国民）と国家法人（国家）との関係を意味する。さらに図２には書き込まれなかったが，Ｓとその他の国家との関係つまり国際関係（international relation）も書き足すことが可能である。但し世界国家が成立すれば個々の国家も国際関係も無意味になるのは当然である[2)]。

さて個人と個人との関係では社会しか構成できない。つまり線しかつくれないが，そうした社会，つまり１の外に，しかも１の上に法人Ａをつけ加えると三角形ａｃＡという平面空間がつくられる。そしてさらに国家Ｓをつけ加えると立体空間つまり三角錐ＳＡａｃが出来る。このようにして国家という法人を認めることによって図２で示されるように三次元空間というキャパシティの豊かな空間が出現するのである。

2

図２がまぎれもなく三次元空間であるということを保証するのが図１のハッセの図式である。図１は５層からなる。そして最下層は虚空間であり，下から１層目がすべて０次元つまり点であり，下から２層目は１次元つまり線であり，上から１層目が２次元つまり平面であり，最上層が３次元つまり立体である。そして実際，ａ～ｆ，Ａ，Ｂ，Ｓはすべて点として下から一層目に並び，１は下から２層目に位置する。図２では線は文字通り線であるが，図１では線は点であらわされる。ただしこの点は下から一層目でなしに下から二層目の点であらわされる。事実，図２での15本の線は図１では下から２層目に横ならびしている15個の点となる。

図２が直観的な幾何学的空間を表現しているのに反して，図１はそうした幾何学的空間の性質および構造を過不足なしに規定した抽象的空間である。そしてこの抽象的空間の最大のメリットは，図２では個人が最下層に，法人がその上に，そして国家が最上層にあるのに対して，図

1ではこうした個人，法人，国家をすべて横ならびにしてしまうことにある。そしてこのことは自然人も法人も国家法人もすべて法的人格としては同等であるという思考の数学的記述である。もちろんそれらは法的には同等でも，性格は異る。実際，単なる個人という法的人格と国家という法的人格は著しく性格を異にする。しかしそうした性格のちがいは，個人の中を，そして国家の中をいくら探してもみつからない。というのも個人も国家もともに点として表現されるのであり，点ａも点Ｓも点である限り甲乙はないからである。それゆえ点ａと点Ｓのちがいは，点と点との結ばれ方のちがいにだけ存するのであり，図1がその結ばれ方のちがいを適確に示しているのである。

こうして国家Ｓは図2ではあらゆるペルソナつまり法的人格から超出しているのであるが，図1では他のあらゆるペルソナと横ならびしているわけである。またａ～ｆ同士の関係は社会的関係であり，法的には私法的関係であるが，ａ～ｆのおのおのとＳとの関係は国民対国家の関係であり，公法的関係である。そして図1からも図2からも，国家や法人をも巻きこんだあらゆる法的人格のあらゆる関係はすべて，persona（個的人格）もしくはindividuum（individualつまり個的存在）を基礎にしているのであり，個的存在抜きの単なる関係体などはありえないということが読みとれるのである。

3

以上で国家，社会論の全く新しい，しかも数学的なモデルを提示した。しかし国家・社会論の古いモデルがかつては横行していたので，そうしたモデルの本質がなんであったかをふり返ってみよう。

旧いモデルの第一は類・種モデルである。これはアリストテレスから始まり20世紀の初頭まで生き残った伝統論理学のテクニックに依存したモデルである。身近な例では田辺哲学における種の論理がそうであり，この種は民族もしくは国家として個と類（一般）との中間に位置する。そしてこの田辺の考えは，西田の個と一般者の論理つまり個体存在と場所の論理を批判し，個と一般者（類）との中間者である種の存在を強調したものである。こうした西田・田辺の世界論，国家論，社会論は明らかに個（Ｅ）種（Ｂ）類（Ａ）という図式を愛用するヘーゲル哲学の亜流である。

類概念の愛用はヘーゲリアンであるマルクスにもみられ，『経哲草稿』の中でマルクスは人間は，類的存在（Gattungswesen）であるにもかかわらず自らの類的存在から疎外され，人間は他の人間と対立し相互に敵対的になっているなどといっている。

田辺・西田，マルクス，ヘーゲルの社会論はすべて類，種，個を要素とする古臭い伝統論理学を下敷きにしており，しかも伝統的論理学が現在では全く崩壊しているからには，彼らの国

家論・社会論はすべて瓦礫となったのは当然である。さらに弁証法というものが伝統的論理学をいじくって，深刻めかしただけのものであり，伝統論理学という恥の上塗りにすぎないものであるからには，弁証法を使った理論もまたナンセンスだといわざるをえないのである。

弁証法理論ほどひどくはないが，社会学者の間で戦わされた社会実在論（social realism）と社会名目論（social nominalism）もまたつまらないしろものである。前者が社会というものは実在であるというのに対し，後者は社会とは名目にすぎず，実在するのは個人だけだというのであるが，これは中世スコラのおこなった普遍（類・種）というものは実在するかしないかをめぐる普遍実在論と普遍名目論の争いのむしかえしにすぎない。しかもこうした論争は個と普遍から構成されている伝統論理学にもとづいておこなわれているのであり，伝統論理学が崩壊したからには，実在論か名目論かという論争自体がすべて無意味になってしまうのである。

4

社会・国家論に対する古くなったもう一つのモデルは社会有機体説あるいは国家有機体説である。国家有機体説は君主の地位を人体のうちの首つまり頭（頭脳）になぞらえる。そしてそうした君主は文字どおり元首（head of state）と呼ばれる。

ところで頭と全人体とは部分と全体の関係にある。それゆえ国家有機体説は部分と全体というモデルの一部である。一国のうちで元首が頭であれば，国民は四肢（membrum，member，メンバー）であり，股肱である。

聖書でも教会はからだであり，そのかしらはキリストであるといわれる。そして英語にも a member of Christ（キリストの四肢。キリスト教徒のこと）という表現がある[3)]。そして教会もまた有機体説的に把握されている。

ところで有機体つまりorganismはギリシァ語のorganonからきている。そしてこのorganonは道具を意味する。一般に，道具というものはいくつかの部分からなりたつ。例えばハンマーというごく簡単な道具でさえ，衝撃を与える固い部分とそれにつながる柄の部分からなる。道具から機械ともなれば，機械の全体は歯車，クランク，ベルト，チェーン等の多くの部分からなる。他方人体や動物の身体も頭，胴，四肢，それに呼吸器官，消化器官等々の部分からなる。

このように全体と部分という観点からみれば機械のような無生物も，動物のような生物も本質的な区別はない。実際，漢字では無生物の場合は器具といい，生物の場合は器官というが，ともに器という字を共有しているのである。

さて全体はギリシァ語では holon や synolon といい，ラテン語ではtotumという。それゆえ holismとか totalitarianism という政治用語は全体――部分モデルの中に組みこまれた語であるといえる。

部分に関しては細胞（cell, Zelle）という生物学用語がよく使われる。例えば比喩的には政党の細小組織という意味で使われ，かつては「共産党の細胞」という語がよく使われた。しかしそれとは別に，家族というものは，教会や国家や村の〝細胞〟であるといわれた[4)]。

部分－全体モデルは中国では修身斉家治国平天下における身――家――国――天下の系列がそうである。そして古代ギリシアでは家（oikos）――村（kōmē）――国家（polis）がそうであり，ヘレニズム期にはさらに世界国家（kosmopolis）がつけ加わる。

こうして有機体モデルによる社会・国家論は分子――細胞――器官――器官系といった生物モデルにもとづくものであるが，このモデルは細胞が器官の部分であるという関係だけでなく，細胞が器官のサブ・システムであるという上下関係をも含んでいる。そしてシステム――サブ・システム――サブ・サブ・システムということになれば，それはヒエラルキー（階級制・階層制）だということになる。

とはいえ，社会・国家を生物体のイメージで語ることが単なる比喩にすぎないことは自明のことである。社会も国家もけっしてほんものの生物ではない。社会や国家がぜひとも有機体イメージで語られなければならない必然性はない。社会・国家と生物体は単にアナロジー的関係にすぎないのであり，アナロジーというものは学問的方法論としては満足すべきものではない。

そもそも有機体モデルは部分・全体モデルの一つの種類である。そして部分と全体モデルのもう一つの種類に機械論モデルがある。社会や国家を機械とのアナロジーで語ることも可能である。しかしこれもまたアナロジー的方法論のもつ欠点を免れることができない。このように国家有機体説も国家機械説も国家論としては不適切であり，この不適切さは全体――部分モデルの不適切さにもとづく。そして全体――部分モデルがまずいのであれば，もはやそのモデルの二つのサブ・カテゴリーである有機体論と機械論の間の争いなどはコップの中の嵐であるどころか，両方ともナンセンスだといわねばならないのである。

5

以上二種類の古い国家・社会モデルをとりあげた。つまり第一のモデルは国家を類・種つまり普遍者と考えるモデルであり，第二のモデルは国家を全体と考えるモデルである。しかし本論文で提出するモデルは国家が普遍者でもなく，全体でもなく，個だという考え方に立つ。そしてこの考えの理論的根拠は国家法人説という巧妙な学説にもとづく。

さて図1と図2ではそうした個体としての国家は，点Sとしてつまり個体Sとして表示されている。そして国家が点であり，個別体であるからには，国家以外の法人も，そしてもちろんのこと自然人である個人も点であらわされる。そしてこうした点と点との関係を線や面や体であらわしたのが図1であった。しかもこの図1は代数系の一つである束であった。そしてこう

した自然人と法人からなる個の体系，個と個の関係体の数学的表現は，現代論理学の中核をなす述語論理学と非常にうまくドッキングする。

述語論理学の扱う命題はｆ（ａ），ｇ（ａ，ｂ）といったタイプの命題である。ここでａ，ｂは個別体であり，命題を法命題に限定すればペルソナつまり法的人格者である。そしてｆやｇは述語である。

日本国憲法の条文のいたるところで〝何人も（every person）～〟といった文章がみられる。ここで波形は述語を意味する。また第25条では〝すべて国民は（all people）～〟といった文章と〝国は（the State）～〟といった文章がある。さらに第94条には〝地方公共団体は（local public entities）～〟といった文章がみられる。そしてこれらの主語はどれも個体か，個体に〝すべて〟といった語を冠したものである。

有限会社法第１条ニ「有限会社ハ之ヲ法人トス」という文章がみられ，第21条には「有限会社は～」といった文章がある。しかし有限会社が法人である限り，これもまた個体である。

以上はすべてｆ（ａ）タイプの命題つまり，一個の個体または複数個のひとまとまりを主語とした命題であるが，こんどはｇ（ａ，ｂ）タイプつまり主語と目的語からなる命題，しかもａもｂも法的人格であるような命題の例を挙げよう。民法414条「債権者は債務者に対し債務の強制執行を裁判所に請求することができる」がそれであり，ここで債権者も債務者もともに法的人格である。

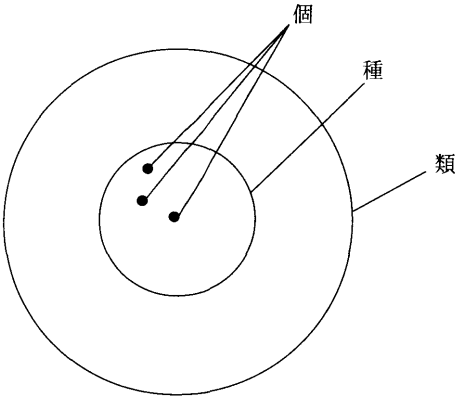

図　3

実際，国家・社会に関する二つの古いモデルは，古い論理学を下敷きにしたものである。そしてこの古い論理学は昔から図３のように図示されてきたものであり，普遍者モデルの方は図３の種と類にかかわり，全体・部分モデルの方は，個は種に含まれ，種は類に含まれるという包摂関係にかかわる。ところで図３タイプの論理学はもはや崩壊した。だとすると国家や社会に関する普遍者モデルも全体・部分モデルも親亀がこければ子亀もこける譬え通りに，その寿命を終えざるをえないのである。

6

過去のモデルは遺物としてほうっておき，新しいモデルの方に焦点を移すことにしよう。新しいモデルである図１はやや複雑なので，そこからエッセンスをとりだすと図４のようになる。

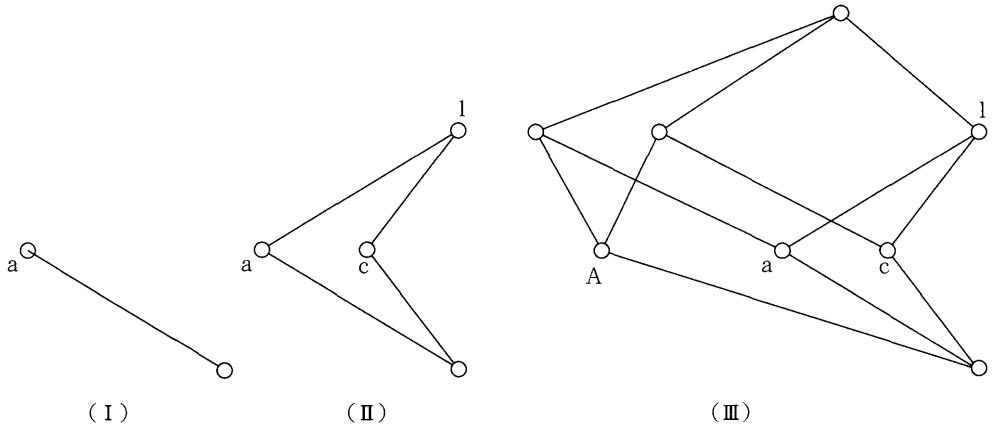

図　4

実をいえば図4(Ⅲ)は図1の中の隠し絵であり，図4(Ⅱ)は図4(Ⅲ)の中の隠し絵であり，図4(Ⅰ)は図4(Ⅱ)の中の隠し絵である。とはいえ，図4はいかにもイビツである。それゆえトポロジカルには同等で，しかももう少し恰好のいい図に書き替えると図5のようになる。そしてもう一つおまけに図5(Ⅳ)を付け加えることにする。もちろん図5(Ⅳ)も図1の中の隠し絵である。

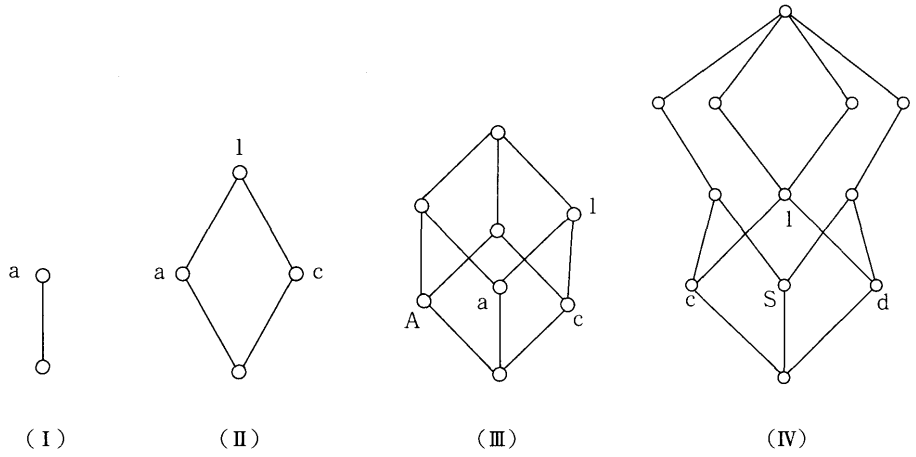

図　5

図5が図1の中の隠し絵であるとすれば図6は図2の中の隠し絵である。そして図6の(Ⅰ)～(Ⅳ)は図5の(Ⅰ)～(Ⅳ)に対応する。

このような図5と図6に共通に適用できる解釈が図7である。そしてこれからはひとまず図7について議論を進めることにしよう。

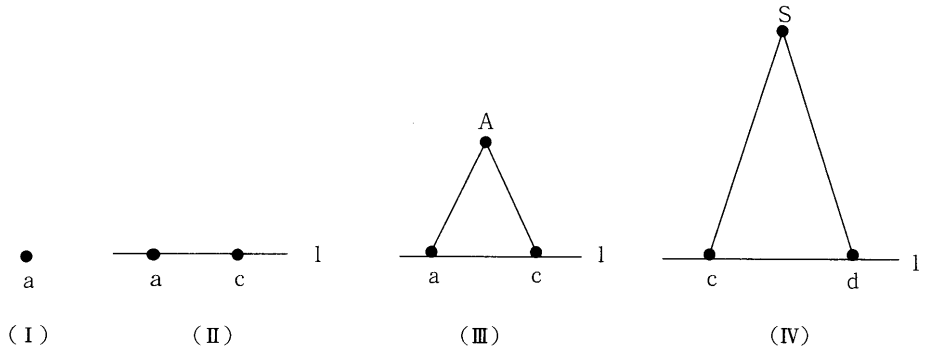

図　6

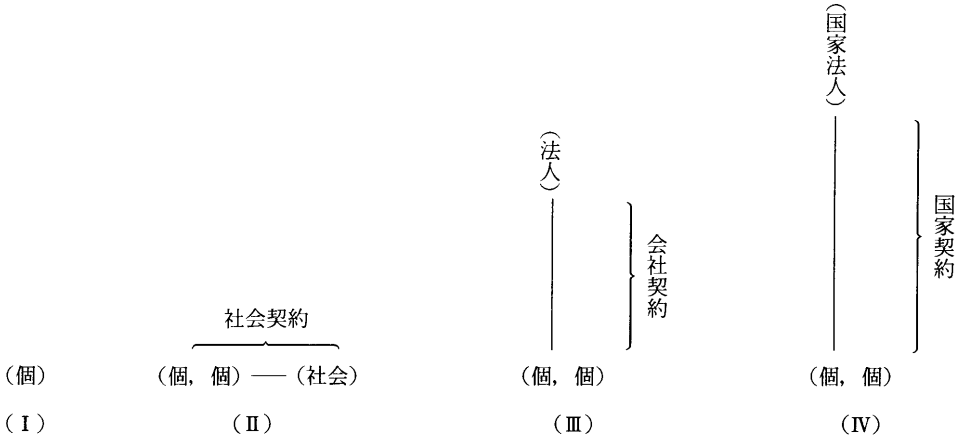

図　7

まず図7の（Ⅰ）であるが，これは宇宙の中で一つの個体だけがあったという事態をあらわしている。創造以前の唯一神の存在というのは余りにも神話的である。もう少し近代的な思想としてはドイツの哲学者シュティルナーの著『唯一者とその所有』における唯一者（der Einzige, the Ego）においてみられる。しかしこれも単に哲学説にすぎず，現実に一人の人間だけが存在しているわけではない。

（Ⅰ）に反し（Ⅱ）の方はより現実的である。簡略化のためにいちおう二人の個人を出したが，これはもっと多くてもいい。いやもっと多い方がいい。さてこうした二人以上の個人がつくりあげた人間の集りが社会である。社会は個人間の社会契約（Gesellschaftsvertrag）でなり立つというのは必ずしも事実ではないが，理論としては認めてもよかろう。つぎに（Ⅲ）であるが，ここでは個人と個人が法人をつくっている。この場合も「三人が法人をつくる（Tres faciunt collegium)」というローマ法に従えば，2人では困るのであって，ほんとうはaと

cにbを付け加えねばならないが，これも簡略化のために，二人の個人のままにしておく[5]。さてラテン語のcollegium（法人）は英語ではcorporationと訳されるが，これは広くは法人という意味であるが，会社という意味にも使われる。そして会社という意味であれば会社設立には定款が必要であり，これを会社契約と呼んでもよいであろう。

とはいえ社会契約と会社契約には本質的な区別があることを見逃してはならない。ドイツ語のGesellschaftは(1)社会学でいう社会と(2)商法でいう会社という意味があるが，(1)と(2)の区別は図7の（Ⅱ）と（Ⅲ）のような仕方で区別しなければならない。もちろん（Ⅱ）と（Ⅲ）の区別よりは（Ⅱ）と（Ⅳ）の区別の法がさらに厳しい。これらの区別に較べれば（Ⅲ）と（Ⅳ）の区別の方がはるかに緩やかである。アメリカ商務省は「株式会社ニッポン」という題のレポートを1972年に発表し，この語が日本でも広く流行したが，交戦権を否定し，国際政治上の責任を回避したがる日本，経済活動に専心する日本はアメリカ人の目からみれば国家ではなく株式会社にすぎないと思えたのかもしれない。

（Ⅱ）が社会契約であるとすれば（Ⅳ）はもちろん国家契約である。それゆえ（Ⅱ）の立場がアナーキズムつまり国家否定主義であることは明らかである。（Ⅰ）の立場もアナーキズムつまり国家否定主義であり，その上社会否定主義であるが，これは余りにも極端すぎ，幻想的にすぎる。確かに，（Ⅰ）は哲学的には独我論（ソリプシズム）もしくは自我独在論（エゴイズム）として珍しくはない。しかし国家否定の主張としては実際上無力である。

さて政治的アナーキズムであるが，いわゆるブルジョア国家，特に近代自由主義国家は夜警国家であることをよしとしたが，それでも国家であることには変りはない。しかしこうしたブルジョア国家を腹の底から憎むプロレタリア的社会主義者は現存の国家を倒そうとし，簡単には倒せない場合，腹いせに現存国家を存在しないものとみなす。とはいえ社会主義者は，いったん社会主義革命に成功したとたん，こんどは豹変して独裁的国家をつくりあげ，国家死滅の空念仏を唱えながら，実際は極端なまでの強権国家をおし進めようとする。

国家無視はなにもアナキーストや社会主義者に限らない。そもそもコントに始まる社会学はその名のとおり，社会というものを中心テーマにする。sociology[6]という，奇怪な新造語の名前をもつ新参者の社会学がアリストテレス以来の老舗のpolitics（politica，国家学）に対抗してデビューしたのも，社会というものの本質を解明するためだったのである。しかしその反動として社会学者たちの研究には国家というものが欠落してしまうのである。とはいえ社会主義者は社会学とはちがってイデオロギーである。そしてそこには国家憎悪の怨念が黒々ととぐろを巻いている。

さて図6（Ⅳ）が示すようにSが国家であれば，cとdは国民である。国家と国民のペアーはギリシア語ではpolis[7]，politeiaとpolitesであり，ラテン語ではcivitasとcivisであり，ともにきれいな対応関係をみせる。そして事実これがヨーロッパ古代の国家と国民との典型的

なあり方なのである[8]。ところがゲルマン世界になるとcivitas－civisのペアが矮小化されcité－citoyenやcity－citizenになってしまう。またゲルマン語ではborough（自治都市）－burgess（自治都市民），Burg－Bürger，bourg－bourgeoisとなってしまう。

ギリシア語のpolisは英語ではcity-state（都市国家）と訳される。つまりポリスには都市と国家という両義が含まれているのであり，stateの部分を故意に無視し，cityの部分だけを強調するのは誤りである。それゆえcityもBurgも単なる地理学的な市や町ではなく，主権とまではいかないまでも少なくとも自治権を保有するはっきりした政治的統一体（body politic）である。

citizenの古典的意味を忠実に採用しているのはむしろアメリカ合衆国であり，アメリカ合衆国では出生または帰化により合衆国の構成員となり，合衆国に対し忠誠の義務を負い，国民権（civil rights）をもつ者をcitizenという。それゆえアメリカではcitizenは市民や公民ではなく国民であり，citizenshipも市民権ではなくて国民権である。

日本の法律用語としては市民という語は存在しない。あるのは国民ということばと住民ということばである。前者は日本国民というふうに使われ，後者は市町村住民や都道府県住民というふうに使われる。例えば京都市民ということばはあるが，これは正確には京都市住民である。

住民ということばがあるからにはもちろん国民投票とは別に住民投票ということばがある。そして義務としての住民税もある。さらに住民訴訟という制度もある。したがって住民運動というものもその一環として大いに結構である。しかしいわゆる市民運動はそうした住民運動とは異る。

7

いま述べた国民と市町村住民は，図6の（Ⅲ）と（Ⅳ）で表現できる。ただしこの場合（Ⅲ）のAは私法人でなしに，地方公共団体だということにする。とはいえいわゆる市民運動でいう市民とはなんであろうか。

市民運動にたずさわる論者は住民運動が個別的利害にだけとらわれた運動であるのに対し，「市民運動」はより広い見地に立つ高い意識の運動だなどという。しかし住民と市民のちがいは，住民が図6の（Ⅲ）における個人であるのに対し，「市民運動」における「市民」は図6の（Ⅱ）における個人にすぎないという点にある。そして6の（Ⅱ）における個人という意味では市民運動の「市民」は国民でもなく，市町村の住民でもなく，単に社会の一員に過ぎないのである。いやもっと限定して，社会運動集団の一員にすぎないのである。

ブルジョア革命あるいは市民革命においては革命以前のブルジョアあるいは市民は単に身分つまり第三身分であって，国民ではない。しかしブルジョア国家が成立すれば，ブルジョア身

分，市民身分は晴れて国民となる。しかしながら，ブルジョア国家ではブルジョア階級がすべての権力を握っているのであり，ブルジョア階級は国民かもしれないが，プロレタリア階級は国民ではなく，プロレタリアはブルジョア国家の国民であることをいさぎよしとしないという考えも生じる。そしてこの考えはブルジョア国家覆滅という革命運動に向かう。しかもブルジョア国家におけるこうした革命努力は，絶対主義国家におけるブルジョア・市民の革命勢力と瓜二つである。それゆえ，ブルジョア国家の社会革命運動が市民革命以前の市民の運動とダブってみえたとしても不思議ではないであろう。

フランス語に la commune という語がある。この語はフランスのアンシアン・レジームのもとでは，特権身分に対するブルジョアジーや民衆を指す。彼らは第三身分ともいわれるように身分であって国民ではない。つまり図6の（Ⅱ）の状態である。しかしフランス革命成功後の1789年から95年にかけてつくられた Ia Commune de Paris はパリの革命政府を意味する。また1871年に成立したいわゆるパリ・コンミューンは労働者階級がつくった政府とされる。労働者階級は階級である限りは図6の（Ⅱ）の状態であるが，彼らのつくりあげたパリ・コンミューンつまり革命政府は図6の（Ⅳ）の状態である。パリ・コンミューンは極く短期間で崩壊し，共和制国家に復帰するが，そうした通常の国家体制のもとでの commune は法人格としての地方自治体である市町村を意味するのであり，これは図6（Ⅲ）であらわされる事態なのである。

以上のことから，いちおう図6の（Ⅱ），図7の（Ⅱ）は，非イデオロギー的には社会学者の研究対象であり，イデオロギー的にはアナーキスト，社会運動家，社会主義者，そしていわゆる市民運動家の愛用する枠組であるといえる。しかしこれに反し，図6の（Ⅲ），（Ⅳ），図7の（Ⅲ），（Ⅳ）は自然人と法人を含む法的人格を基本に置いた法的国家論を，つまり法人的国家の中に見出だせるいろいろの法人と自然人の体系を表現しているといえる。

体系としては図6の（Ⅱ）が貧弱であるのに対し，（Ⅲ），（Ⅳ）は（Ⅱ）にＡやＳをつけ加えた分だけ豊かになる。そして図1および図2は実は図6の（Ⅰ）—（Ⅳ）および図7の（Ⅰ）—（Ⅳ）のすべてを自らの体系のうちに含むという意味で一個の完成体であるといえるのである。

本論文ではタイトルが示すように国家と社会を論じるものであるが，国家と社会は本来は相性が悪いものであり，さらには縁なき衆生だといってもいいくらいの関係にある。というのも，社会は図6（Ⅱ）～（Ⅳ）で示されるように線であらわされているが，国家は（Ⅳ）で示されているように点であらわされているからである。このことは線であらわされる大衆とか民衆とか人民とか常民についてもおなじである。これは昔から帝力なんぞ我にあらんやといわれる通り，いちおう国家とは切れた存在なのである。

とはいえ図1，図2に示される枠組においてなら国家と社会は共存できる。social stateは社会国家と訳され，welfare state（福祉国家，社会福祉を重んじる国家）と同義とされる。

ここではsocialとstateは矛盾なく結びついている。しかしsocialist state（社会主義国家）は形容矛盾である。socialismはその定義からして，社会主義革命以前においては現存国家を否認し，革命以後においては国家の死滅を約束するものだからである。現存した，あるいは現存する社会主義国家はいずれも，社会主義国家が国家死滅への過渡期にすぎないと強弁したが，社会主義国家という論理的に矛盾した体制は一瞬たりとも存在できるはずがないしろものなのである。

8

社会主義というものが，図6（II）の枠を固守すべきものであるということがわかったが，20世紀に暴威を振るった共産主義とはどういうものだろうか。コミュニズムは共産主義といわれるが，この「共産」は共有財産の略であり，共有財産という語はフランス語の古語で共有地という意味をもつcommuneから来たものである。そしてこのcommuneは前述の民衆という意味とも市町村という意味とも，パリ・コミューンという場合の革命政府とも違う意味である。そしてこの意味は，英語のBoston Common（ボストンにあり，もとは共同の牧草地であり，その後民兵の練兵場に使われ，現在では公園となっている）のcommon（共有地，公有地）と同じ意味である。

ところでこうした共有財産というものは別に珍しいものではない。共有（ownership in common）は民法でもきちんと認められているし，公有財産というものも珍しくない。共産主義が珍しいのは，共有や公有部分をやたらに増やし，私有部分を極度に減らすという点にある。

さてローマ法で確立された所有権（私的所有権）は，フランス人権宣言（人および国民の権利宣言）第16条「所有権は一つの神聖で不可侵の権利である」によって再確認される。所有権は一つの権利ではあるが，そう簡単に否定できる軽い権利ではない。いやむしろ，私有権が否定されることによって国民でなくなるどころか人でさえなくなるような重大な属性であるといえる。しかし国民でもなく，人でもないような存在は，図6，図7の（I）から（IV）のどれにもあてはまらないという奇怪な存在である。というのもローマ法では奴隷は人でなはなく物として扱われたが，そうした奴隷さえも事実上の財産所有が認められたからである。しかしそれはともかくとして図6，図7の（I）から（IV）は個体の存在，しかも人あるいは国民の存在が絶対条件であることを強く要求しているのである。

私有制や共産制という場合，実は財産つまりものを問題にしているのであり，人の問題は間接的である。それゆえ私有権の剥奪で，法的人格の重要部分が犯されることは確かであるが，全人格が抹殺されたとまでいうのはオーバーかもしれない。しかし私有財というものが保有されていなければ，つまり共有財（common property）しかなければ，交換というものは発生

のしようがなく，まともな経済活動が起こりえないことは確かである。とはいえ近代社会になっても家族のメンバー同士，特に親と子の間では本格的な経済活動はおこない難い。現に，刑法244条は親族相盗を規定し，子が親の物を盗めば窃盗であるが，訴えても処罰は免れるとなっているのである。

9

私有に較べて共有の場合，個人の権利が弱いことは確かであるが，共有でも，複数の個人が一個の財物や権利を共有しているだけであって個人そのものは消失しているわけではないといえるかもしれない。だとすれば，私有権の完全な剥奪という場合を除けば，図6の（Ⅰ）～（Ⅳ）の図式に載せてもいいといえるかもしれない。しかしながら，実はそうした個そのものが全く消失してしまうというモデルが存在するのである。

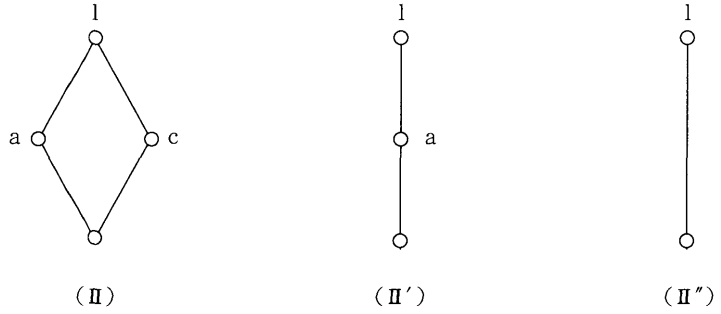

図　8

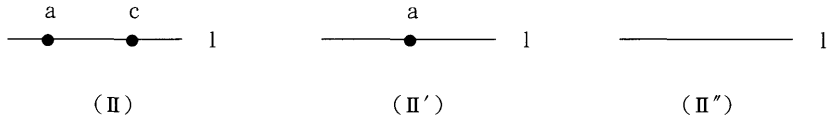

図　9

図8（Ⅱ）は図5（Ⅱ）とおなじてあり，図9（Ⅱ）は図6（Ⅱ）とおなじである。つぎにこの（Ⅱ）から出発して図8，図9において（Ⅱ′）と（Ⅱ″）をつくる。（Ⅱ）から（Ⅱ′）に移ることは1上の点cが1の中に呑み込まれてその個体性とidentityを失うことを意味する。従って（Ⅱ′）では1上に点aだけが残される。そして（Ⅱ′）から（Ⅱ″）への移行はaもまた1に呑み込まれてその個体性とidentityを失うことを意味する。ところで（Ⅱ）から（Ⅱ′）への移行は一見したところ個体cが個体aに吸収された，もしくは合体したと思えるかもしれな

い。しかしそうした解釈は誤りである。ａもｃもそれぞれ独立した個体であり，二つの個体が一つになることは原理的に不可能である。確かに「心を一にして」とか，unanimous（心が一つになる）ということばはある。しかしこれは単に心が一つになるだけであって身体まで同じになることではない。一つの点がもう一つの点の中に含まれえないのと同様に，一つの個人はもう一つの個人の中に含まれえない。しかし一つの点が自らが属する線の中に含まれるのと同様に，一つの個人が，それが属する社会の中に含まれ，社会の中に埋没し切って自らを失うということは可能である。

このように個体は１つまり社会に吸収されることが可能である。しかし，個体ａも個体ｃも国家の中に吸収され埋没することはできない。なぜなら国家Ｓは法人としての個体だからである。そしてこの点に社会１と国家Ｓとの根本的な違いがある。国という語は憲法に出てくる法律用語である。そして人も法律用語である。しかし社会（Gesellschaft）という語は法律には登場しないし，共同体（Gemeinschaft）も法律に登場しない。ゲゼルシャフトもゲマインシャフトも社会学用語にすぎない。社会というものは図８，図９の１つまり線で示される。そして図８にも図９にも国家Ｓが登場しない。それゆえ図８，図９は国家の存在しない状態つまりアナーキー（無政府）な状態である。しかしアナーキーの状態には二種類ある。一つは万人が万人の敵であるという状態である。そしてそれは図８（Ⅱ），図９（Ⅱ）においてａとｃが対立し，その対立が極限にまで高まった状態である。これに反し図８（Ⅱ″），図９（Ⅱ″）は個が１の中に埋没している状態である。そして（Ⅱ）がGesellschaft（society，利益社会）の状態を示すとすれば（Ⅱ″）はGemeinschaft（community，共同社会）の状態を示すといえる。図において明らかなように（Ⅱ）も（Ⅱ″）も国家のない状態だから，両者ともアナーキー（国家抜き）の状態であり国家以前の状態にはちがいないが，前者が個人主義的アナーキーであるのに対し，後者は没個人主義的アナーキーであるといえるであろう。

ところで後者の没個人主義的状態つまり（Ⅱ″）の状態は思想的には一灯園の西田天香のことば「ほんとうの信とは自分がなくなること（self-negation）である。信は一つの宇宙に溶けこんだ姿（a state in which the self is merged with the cosmos）である」によってうまく表現されている。そしてこの状態は図８（Ⅱ″），図９（Ⅱ″）とぴったり一致する。

もう一人の西田である哲学者西田幾多郎はもう少しソフィストケートされた形で，つまり場所の論理という形で一と多の問題を論じた。そしてこの場所の論理，そしてさらに無の場所の論理というものも実は図８（Ⅱ″），図９（Ⅱ″）の事態を悔渋かつ無器用ないいまわしで述べたものにすぎないのである。しかし両西田の思考法はともにせいぜい（Ⅱ）～（Ⅱ″）の段階までにすぎないのであって，図６の（Ⅲ），（Ⅳ）の段階には達していないのである。

（Ⅱ）～（Ⅱ″）の段階では確かに没個人ということも可能である。しかし（Ⅲ），（Ⅳ）の段階を考えれば，会社のために滅私奉公とか，国家のために大公無私，公而忘私といったこと

はありえない。ありえないのにそうしたことがありうると考えるのは，会社や国家を法人としてでなく，社会しかも共同社会とみなしているからにすぎないのである。

10

ここで図8，図9の（Ⅱ）～（Ⅱ′）にかかわるモデルの有効性の一例として，原始社会での復讐原理をとりあげてみよう。いま1を氏族，家族，部族のどれかだと仮定する。1のメンバーaが1のメンバー以外の集団に属する人間を殺す。すると殺されたメンバーの近縁の人間がaに報復するというのが普通の敵討である。しかし原始社会では復讐の対象はaとは限らず，cでもいいとされる。その理由はこうである。報復の対象は一次的にはaではなく1自体に向けられる。しかし1は法人ではないからつかまえどころがない。かといって1のメンバーのすべてを殺すわけにはいかない。殺されたのは唯一人だからである。だとすると1のメンバーのうちの，できれば長たるものに，しかしこれがむつかしければ，1の任意のメンバーに報復すれば復讐は果たされる。そして任意のメンバーであるからには必ずしもaでなく，ありあわせのメンバーcでもいいというわけである。

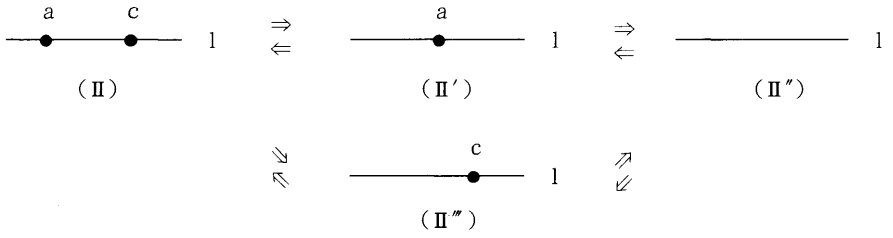

図　10

以上のようなプロセスは図10の（Ⅱ′）⇒（Ⅱ″）⇒（Ⅱ‴）というプロセスによって正確に示すことができる。ところで図10の（Ⅱ）⇒（Ⅱ″）のプロセスと（Ⅱ″）⇒（Ⅱ）のプロセスは図11によって昔からもっと直観的に示されてきた。

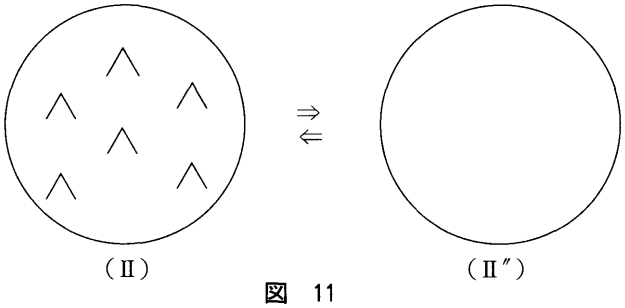

図　11

さて大乗仏教では昔から「水波の隔て」といういいまわしが使われてきた。水と波はいちおう隔てはあるものの，大そう分け難い。そしてそれは両者が実体において同じだからだというのである。ところで図11の（Ⅱ）は「水に波」を示し，（Ⅱ″）は「水に波なし」を示す。そして図11の（Ⅱ）は図10の（Ⅱ）に，図11の（Ⅱ″）は図10の（Ⅱ″）に対応する。そして図10と図11のどちらでも（Ⅱ）と（Ⅱ″）は互いに流動的なのである。

11

以上で国家と社会に対する数理的接近法の基礎的部分の説明を終えたことにしよう。本論文は束論モデルを国家論と社会論に適用しようと試みたものであるが，図1によって，法人の考えを欠く社会学，政治学の理論に法人の考えをとり入れた法学をドッキングさせ，両方を包括的に記述することができた。[9] 図1ではいちおう国家で打ち止めにしたが，その上になお諸国家を考え，国際社会を考えることも可能だし，国家連合や世界国家を考えることも可能である。そしてそうした考えを束論で表現することも容易である。

図1および図2の最大の強みは，図1が図4，図5，図8のすべてを含み，図2が図6，図9，図10のすべてを含んでいることにある。確かに国家を知らない社会論には欠陥がある。しかし，国家を知らない社会論は，国家を含む体系と矛盾するのでなく，国家を知らない社会論は，国家を含むシステムの一部として包みこまれることによって自らの存在意義を見出すことができる。それゆえ法人格にまでいたらない市民団体の運動も，必ず国家の政策と矛盾するといったわけではなく，両者が並行的に一つの目標をめざすことは十分可能である。

また唯一者を主張する立場も，そうした立場だけに固執するなら，確かに漫画的であるが，図1，図2のコンテキストの中でなら重大な役割を発揮する。というのも図8～図10が示すように，ともすれば個は社会や共同体に呑みこまれがちであるが，個のそうした傾向に最後まで抵抗するのが唯一者の立場だからである。

同じ個体といっても，自然人にくらべれば法人の方がなんといってもより擬制的な存在である。国家というものは多くの個人が相談づくでつくりあげるものである。もちろん会社のような私法人もおなじである。会社が倒産するのと同様に国家も崩壊することがある。しかし国破れて山河ありと嘆ずるのも結構だが，国が崩壊したとしても個人は残るそして残った個人が新しい国を作りなおせばいい。一般に組織といったものは，老朽化してくればいっぺん粉々にばらして新しく組み変えるのがもっとも効率のよいやり方である。そして人間の組織の場合，そのエレメントになるのは個人以外には存在しないのであって，個人と個人のよりよい組み替えのためには個の確立していることがなにより必要なのである。そして徹頭徹尾個体というものの上に築かれた図1，図2がそうしたことを保証するのである。

本論文では数理モデルの一種である束論モデルを使用した。数理モデルもしくは数学モデルはいいかげんな比喩モデルとはちがい，(1)内部的な矛盾を含まず，(2)内容が豊富で，(3)正確な演繹もしくは推論が可能であるといった長所をもつ。

もちろんいくらすっきりした数理モデルを採用したとしても，そうしたモデルにもとづいてつくられた理論体系が現実離れをしたものでは困る。要所要所で現実ときちんと接触し，しかも理論の全体が現実の全貌を洞察させうるものでなければならない。

いかなる理論も検証を免れることはできず，しかもそうした検証に耐えうるものでなければならない。検証は通常「今雨が降っている」とか「雪は白い」といった個々の単純命題についておこなわれる。しかし代数モデルを使った理論は現実の一定の構造をまるごと把握するものである。それゆえそうした理論の検証も，いもづる的，根茎的，network（回路網）的，knotwork（結節をもつ結び細工）的，web（くもの網）的等の仕方でおこなわれる。したがってそうした検証をパスしたのであれば，その理論の信頼度もまた大きいといわなければならない。

束論モデルが社会・国家論の唯一のモデルというわけではない。しかしこの理論モデルが社会・国家論に対しまだまだ使い出のあるものと予想出来ることは以上の叙述で理解していただけたであろう。あとはただ，人びとが手わけしてこのモデルを利用し，よい成果をあげていただけさえすれば，発案者としてこれに過ぎる喜びはないと考える。

1）浜口恵俊氏のいう間人主義は人と人との間，つまり人と人との関係を重視する立場であるが，関係は自然人と法人の間でもなりたつので間人主義という命名は狭きにすぎる。interindividualism あるいは interpersonalism なら文句はないが，図2はそんなものだけでなく，individualism をも含みこむ豊かな空間である。

2）世界国家をつくるには既存の各国の主権を抜きとり世界国家に唯一の主権を与えねばならないが，これは至難のことに属する。ブレジネフは社会主義全体の利益が社会主義国の中の一国の利益に優るという立場から制限主権論を唱え，1968年チェッコに軍事介入し，世界中から総スカンを喰らった。これに懲りてか，ヨーロッパ共同体でも加盟国の主権制限についてはきわめて慎重である。

3）ホッブスの『リバイアサン』の冒頭の絵でも巨大な国王と彼の鎖子鎧（くさりよろい）に群りくっついている豆粒のような国民がみられる。

4）家族国家論は国家を家族の延長とみる考え方である。

5）わが国では一人会社は認められていない。ということは二人以上あればいいということになる。

6）コントの当時は socius というラテン語とlogiaというギリシァ語の混血的造語法は醜いとされていた。〝社会〟にぴったりのギリシァ語がおいそれと見つからなかったのもそうした無理な造語の一因と考えられる。

7） ギリシァ語の apolis という形容詞は文字通りには非ポリス的という意味があるが。これには(1)国家をもたない野蛮人と(2)国家から追放され，国籍を奪われたという意味であり，ともに好ましくない状態を指す。

8） civic duty という語がある。文字通りには国民の義務であるが，これは政治参加の義務という意味に使われる。そしてこれはまさしく古典古代にふさわしい用法である。ローマ国民にとって private（私的）ということは国事にかかわることから離れた状態のことであるが，これは正常性の喪失状態を意味する。古典ギリシァも同様であり，私人を意味する idiotēs は同時に欠陥をもつ人間を意味した。

9） 不法行為責任には，個人責任，企業責任，国家責任がある。確かに社会悪ということばが存在し，それは社会の内包する矛盾から生じる害悪のことをいう。社会悪は社会に原因があることは確かであるが，社会に責任があるとし，この責任を追究することは不可能である。